事業系一般廃棄物減量に関する
計画書等の作成の手引き

令和３年度

飯山市民生部市民環境課

目　次

廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

多量排出事業者のごみ減量・リサイクルへの取組みについての制度・・・・4

ごみ排出量の把握方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

事業系一般廃棄物減量計画書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・7

廃棄物管理責任者選任届の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・10

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・11

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(抜粋)・・・・・・・・12

大規模小売店舗立地法(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

大規模小売店舗立地法施行令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(抜粋)・・・・・・・・・・14

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(抜粋)・・・・・・・14

1　廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を**一般廃棄物**と**産業廃棄物**に区分し、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされています。

廃棄物の体系は次のとおりで、一般廃棄物は**家庭系**と**事業系**があります。

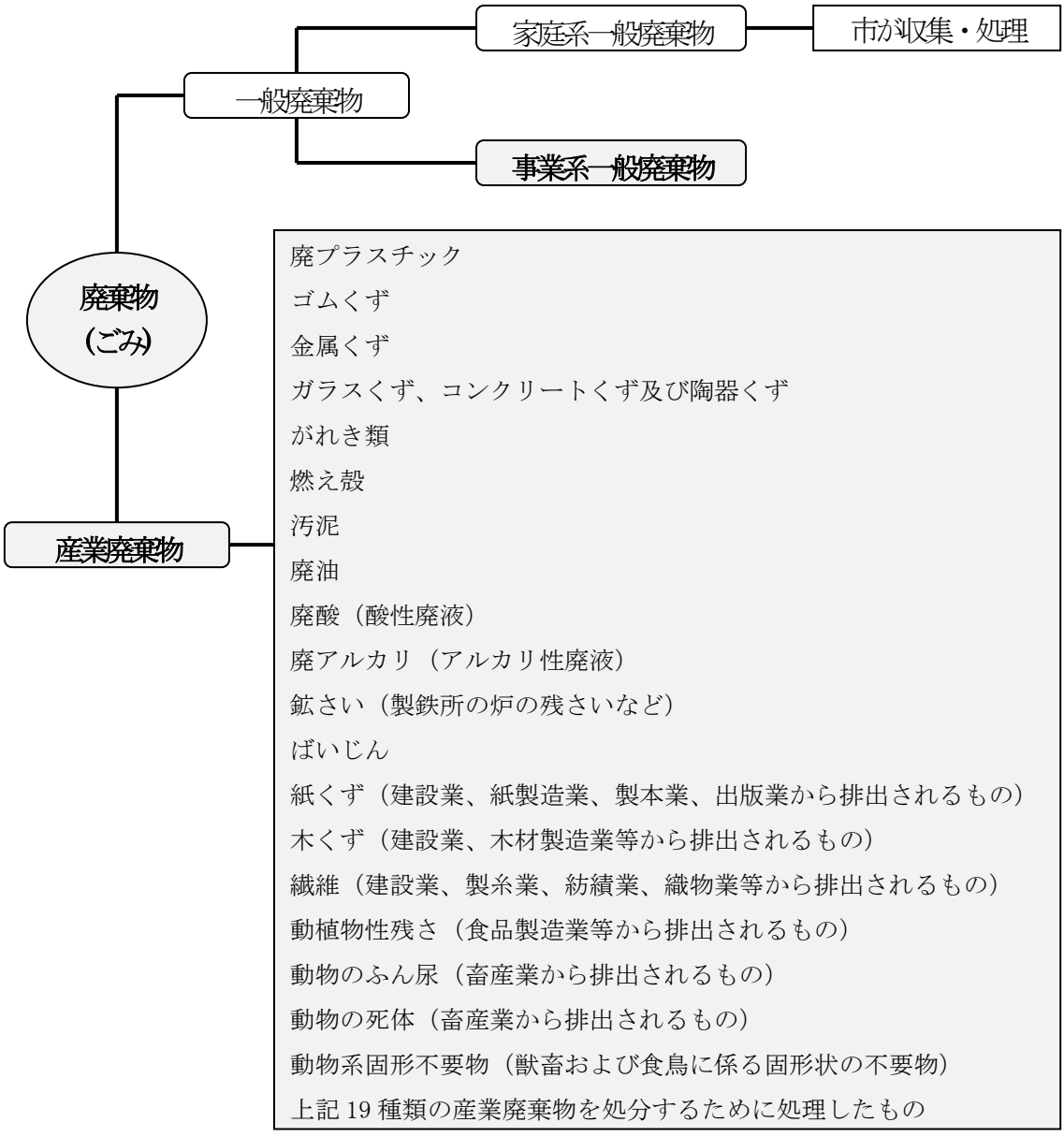

事業系一般廃棄物

商店・会社・工場などの事業所から出る廃棄物で、産業廃棄物以外のもの。

産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類の廃棄物。

２　事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴い排出される全ての廃棄物について、処理責任を有しています。ここでいう事業者とは、会社、商店、事務所、飲食店、工場、旅館、学校、寺社、官公署、農・林・水産業者など事業活動を行う全てのもので、事業規模の大小は問いません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること（第３条第１項）、廃棄物減量の努力（同条第２項）、国・県・市町村の施策への協力（同条第３項）が義務付けられています。

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、事業者は、事業活動を行うに当たり廃棄物の発生抑制、再生利用の推進、廃棄物減量の努力、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること（第５条）、市が実施する施策への協力（同条第２項）、また多量排出事業者の責務として事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成・届出（第 16 条第１項・第２項）、廃棄物管理責任者の届出を義務付けています。（同条第３項）

※その他にも、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律、飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、**廃棄物減量・資源化につながる製品作り、適正な処理および再生利用の方法についての情報提供、製品の修理体制の確保、使用後の製品・容器包装の回収、容器包装の簡素化、市民が商品の購入等に際して適正な容器包装を選択できるよう努力することなどが責務として定められています。

3　多量排出事業者のごみ減量・リサイクルへの取組みについての制度

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一定規模の建物等で比較的多量のごみを排出する事業者の方を対象に、**事業系一般廃棄物の減量に関する計画書**の作成・届出と、**廃棄物管理責任者**の選任・届出をお願いしています。

1　対象事業所

○ 大規模小売店舗において小売業を営む者であって、1日当たり30キログラムを超える事業系一般廃棄物を継続して排出するもの

> 大規模小売店舗：小売業（飲食業を除く）の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるものをいいます。

○ 特定建築物の占有者等であって、1日当たり30キログラムを超える事業系一般廃棄物を継続して排出するもの

> 特定建築物：次の用途に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物をいいます。
> - 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
> - 店舗又は事務所
> - 学校教育法第１条に規定する学校以外の学校
> - 旅館
> - 学校教育法第１条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ床面積が8,000平方メートル以上の建築物

○ 前２号に掲げるもののほか、多量の事業系一般廃棄物を排出する占有者等であって、市長が必要と認めるもの

２　廃棄物管理責任者

多量排出事業者に該当する事業者の方は、その事業所から排出される一般廃棄物の減量化、再資源化及び適正処理を推進する廃棄物管理責任者を選任し、選任届を提出していただきます。

管理責任者の業務は次のとおりです。

○ 事業所から排出される事業系一般廃棄物の管理
- 事業系一般廃棄物の種類、量、処理方法の把握と管理
- 事業系一般廃棄物の発生抑制、再生利用の方策などの減量計画の立案
- 事業系一般廃棄物についての関係書類等の保管及び整理

○ 従業員、テナント事業者などへの分別・減量等に関する指導および啓発
○ 保管場所の管理
○ 関係各機関との連絡調整

３　事業系一般廃棄物の減量に関する計画書

多量排出事業者に該当する事業者の方からは、事業系一般廃棄物の減量化、再資源化およびその適正な処理を計画的に推進していただくため、原則として毎年４月から翌年３月までの１年間の実績および目標を記載した、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を、毎年５月 31 日までに作成し、提出していただきます。

この計画書は排出される廃棄物の種類、量および処理方法について、前年度の実績とその年度の処理計画等を記載するもので、廃棄物に関する記録を適正に保管しておく必要があります。

４　ごみ排出量の把握方法

ごみの減量計画を立てるには、まず事業所から発生するごみの量を把握することが前提となります。廃棄物として排出した量と資源化した量の合計が、ごみの排出量となります。したがって、どのごみが廃棄処分され、どのごみが再生利用されているのかを調査した上で、ごみの排出量を把握することが必要です。

① 収集・回収時に業者から伝票を受領している場合はその量を集計する。
② 一定期間貯め置いたものをサンプルとして計量し、その数値を基礎に１年間の排出量を推計する。

排出量の把握例

・ 新聞紙、機関紙等
　新聞１紙を朝夕刊購読していれば、広告のチラシを含めて１ヶ月で約 10 ㎏になります。１年間で 120 ㎏と推計できます。このように一定量を計算し、推計する。
・ 資源物等
　一定期間分別して貯め置き、計量して推計する。
・ ＯＡ用紙等
　購入量から推計する。
・ 可燃ごみ等
　可燃ごみ等は１袋当たりの重量を計量し、一定期間排出量を調査して推計する。

記入例

令和×年度　事業系一般廃棄物減量計画（変更計画）書

令和××年　**×**月　**×**日

飯山市長　　殿

住所　**飯山市大字飯山××××番地**

氏名　**飯山商事㈱代表取締役飯山一郎**　㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話　**××ー××××**

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第２項の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を(作成)・変更したので届け出ます。

建築物（事業所）の名称及び所在地	名　称　**飯山商事㈱　飯山支店** 所在地　**飯山市大字飯山××××番地**
事業の内容又は主な用途	卸売業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、医療・福祉など
減量及び再生利用の実施方法	廃棄物の減量・資源化の方策、前年度と対比して増減の理由などを記入してください。 **例：可燃ごみとして出されたごみを分別し、積極的に資源化を進めていく。廃棄物管理者を中心に研修会を実施し、従業員への周知を徹底し、減量と資源化を促進する。** **増加分については事業拡大によるもの。**
保管施設の有無及び保管延べ床面積並びに構造等	(有)・無 保管延べ床面積　　**××**　m^2 構　造　等　　**××××**

記入例

産業廃棄物については記入の必要はありません。

		本年度（**令和×**年度）の計画					前年度（**令和△**年度）の計画				
		総排出量 A＋B	ごみとして排出した量 A	資源物として排出した量 B	資源化率 B／（A＋B）	回収業者名	総排出量 A＋B	ごみとして排出した量 A	資源物として排出した量 B	資源化率 B／（A＋B）	回収業者名
可燃ごみ		t／年	t／年	t／年	%	**清掃商店**	t／年	t／年	t／年	%	**環境商事**
不燃ごみ						**清掃商店**					**清掃商店**
資源物	**紙類（新聞、ちらし等**					**清掃商店**					**環境商事**
	段ボール					**清掃商店**					**環境商事**
	ガラスびん					**〇〇資源**					**〇〇資源**
	ペットボトル					**〇〇資源**					**〇〇資源**
	金属缶					**〇〇資源**					**〇〇資源**
	食品廃棄物					**エコ商店**					**環境商事**
	粗大ごみ										
その他											
合計											

種類毎の目標値を記入してください。
目標については、ごみの中に含まれる資源化物割合、社員数などを総合的に勘案し、現実的な設定をしてください。

分けて記入できるものについて記入ください。

記入例

廃棄物管理責任者選任（変更）届

令和××年　×月　×日

飯山市長　　殿

下記の事業所と同じにしてください。

住所　**飯山市大字飯山××××番地**
氏名　**飯山商事㈱代表取締役飯山太郎**　㊞
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話　**××ー××××**

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第４項の規定により、廃棄物管理責任者を(選任)・変更したので届け出ます。

建築物（事業所）の名称及び所在地	名　称　**飯山商事㈱　飯山支店** 所在地　**飯山市大字飯山××××番地**
廃棄物管理責任者の役職及び氏名	役　職　**総務部長** 氏　名　**飯山　花子** 連絡先（電話）**内線×××**
変更年月日	年　月　日
変更の理由	

上記の事業所とは必ずしも同じでなくてもかまいません。違う事業所の場合はその事業所名もご記入ください。

（備考）「変更年月日」及び「変更の理由」欄は、変更の場合のみ記入すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条　この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

２　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（事業者の責務）

第三条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３　事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二

５　市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（用語の意義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第２条の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（４）　事業系一般廃棄物　法第２条第２項に規定する廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた一般廃棄物（し尿及び生活雑排水を除く。）をいう。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業活動を行うに当たり廃棄物の発生を抑制し、その再生利用を推進すること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、当該事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、市が実施する廃棄物の減量等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者が行う廃棄物の減量）

第 10 条　事業者は、物の製造、加工、販売等（以下この条において「製造等」という。）に際して、その製品、容器包装が廃棄物になった場合における処理の困難性、再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理及び再生利用が容易な製品、容器包装の開発並びに再生利用によって得られた材料の使用に努めるとともに、当該製品、容器包装に係る廃棄物の適正な処理及び再生利用の方法についての情報を提供しなければならない。

２　事業者は、製造等に際して、長期間使用可能な製品の開発並びに製品の修理体制の確保及び使用後の製品及び容器包装の回収に努めなければならない。

３　事業者は、製造等に際して、容器包装の簡素化に努めるとともに、市民が商品の購入等に際して、適正な容器包装を選択できるよう努めなければならない。

（多量排出事業者の義務）

第 16 条　多量の事業系一般廃棄物を排出する占有者等で規則で定める者（以下「多量排出事業者」という。）は、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画（以下「減量計画」という。）を作成し、適正処理に努めなければならない。

２　多量排出事業者は、減量計画に関する書類を市長に提出しなければならない。届け出た事項を変更するときも同様とする。

３　市長は、前項の規定による届出があった減量計画が一般廃棄物処理計画に適合しないと認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

４　多量排出事業者は、減量計画の実施に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を定め、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

５　市長は、この条例を施行するために必要な限度において、多量排出事業者に対し、減量計画の実施状況について報告を求めることができる。

（改善勧告）
第 17 条　市長は、前条第５項の規定による報告があった場合において、減量計画の実施状況が当該減量計画に照らして著しく不十分であると認めるとき又は事業系一般廃棄物の処理状況が著しく不適正であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
２　市長は、前項の規定により勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（市が処理する事業系一般廃棄物）
第 18 条　市長は、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、一般廃棄物処理計画に基づき、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（多量の事業系一般廃棄物を発生する者等）
第６条　条例第 16 条第１項に規定する多量の事業系一般廃棄物を発生する占有者等は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）　大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者であって、１日当たり 30 キログラムを超える事業系一般廃棄物を継続して排出するもの
（２）　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第２条第１項に規定する特定建築物の占有者等であって、１日当たり 30 キログラムを超える事業系一般廃棄物を継続して排出するもの
（３）　前２号に掲げるもののほか、多量の事業系一般廃棄物を排出する占有者等であって、市長が必要と認めるもの

（事業系一般廃棄物減量計画書等）
第７条　条例第 16 条第２項の規定による書類は、事業系一般廃棄物減量計画（変更計画）書（様式第１号）によるものとする。
２　事業系一般廃棄物減量計画書は、毎年、４月１日以後の１年間における事業系一般廃棄物の減量等について作成するものとする。
３　事業系一般廃棄物減量計画書は、毎年５月 31 日までに提出するものとし、事業系一般廃棄物減量変更計画書は、当該変更の生じた日から 10 日以内に提出するものとする。

（廃棄物管理責任者の届等）
第８条　条例第 16 条第４項の規定による届出は、廃棄物管理責任者選任（変更）届（様式第２号）によるものとする。

大規模小売店舗立地法（抜粋）

（定義）
第二条　この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
２　この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）
第三条　基準面積は、政令で定める。
２　都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。
３　前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

大規模小売店舗立地法施行令（抜粋）

（一の建物）
第一条　大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一 の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
二　通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
三　一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）
第二条　法第三条第一項 の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

２　前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抜粋）

（特定建築物）

第一条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

一　興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

二　店舗又は事務所

三　学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）

四　旅館

事業系一般廃棄物減量に関する計画書等の作成の手引き

作成　　飯山市　民生部　市民環境課　生活環境係
〒389-2292
飯山市大字飯山 1110－1
ＴＥＬ　　0269－67－0726（直通）
ＦＡＸ　　0269－62－3127
Ｅ－mail　　shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp